

# 田代テニスコート 料金表

R6・4/1～

区 分			金 額 (1時間につき)	
テ ニ ス コ ー ト	アマチュアスポーツに 使用する場合	入場料を徴収しない場合	一般	1面1時間につき 320 円
			高校生以下	1面1時間につき 170 円
		入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき 630 円
			高校生以下	1面1時間につき 330 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1面1時間につき 1,260 円
附 属 設 備	放送設備		1時間につき 220 円	
	シャワー		1人につき 100 円	
	夜間照明		1面1時間につき 260 円	
	クラブハウス		1時間につき 210 円	
	ラケット		1時間につき 210 円	

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に都市公園又は都市公園以外の公園における行為又は使用について許可を受けている者が、この条例施行の日前に、この条例による改正前の大館市公園条例別表第3第3号及び第4号並びに別表第6第1号及び第3号の規定による使用料を納付しているときの使用料の額は、この条例による改正後の大館市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 備 考

- この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、テニスコートの入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、使用者が入場者から会費等を徴収しているとき、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用するときは、入場料を徴収する場合の利用料金を徴収する。
- この表において「一般」とは、大学生以上の者(これに準ずる者を含む)をいう。
- 1時間に満たない時間は、1時間とみなす。
- 中学生以下が使用する場合には、必ず引率者が必要です。**